

海外直接投資の問題点 ——受入国の規制問題を中心として——

飯田謙一

1. はじめに

1980年のわが国の貿易は、輸出額が1,298億703万ドル（前年比26.0%増）、輸入額が1,405億2,765万ドル（同27.0%増）で、輸出入バランスは、過去最高であった79年を上回る107億2,062万ドルの輸入超過であったが、貿易内容は前年に比べて輸出が上昇、輸入が低下の傾向を示した。

また80年の先進工業国（20カ国）の貿易に占めるわが国のシェアは、輸出が10.5%，輸入が10.3%で、ともに前年を上回り、アメリカ、西独に次ぎ第3位となっていること。さらにシェアの増加が価格が前年比8.1%であるのに、数量が16.7%増加したという要因に支えられていることが、80年のわが国の輸出入の特徴で注目に値する。

次に80年のわが国の輸出入を支えた商品は、輸出では機械機器、繊維品、雑品、食料品、非金属鉱物製品、金属品で数量は前年比それぞれ23.3%，19.1%，18.9%，11.6%，5.5%，4.2%の増加、価格でもこれら製品は10～20%以上の上昇が見られ輸出に貢献した。鉄鋼、化学品なども数量的には小幅な増加しか見られなかつたが、価格上昇が大きくわが国の輸出を支えた。これを主だった個別商品でみてみると、自動車（除く部品）は661万9千台（前年比30.1%増）、232億73百万ドル（同36.7%増）、船舶は46億82百万ドル、前年比21%増、VTRは、344万4千台（前年比2.1倍）、19億81百万ドル（同96.0%増）、テレビ受

像機は、16億60百万ドル、前年比29.4%増、事務用機械は22億80百万ドルで前年比24.5%増、精密機械は静電複写機、時計などで62億60百万ドル、前年比21.6%増、金属加工機ではNC工作機械の需要増で17億43百万ドル、13.6%増、オートバイ45.6%、半導体素子は44.5%それぞれ増加した。鉄鋼は2,985万9千トン（前年比3.6%減）、154億54百万ドル（同9.5%増）、繊維品は62億96百万ドルで前年比28.3%増、数量では19.1%増などとなっている。

輸出を地域別にみてみると、アメリカ向けが313億67百万ドル、（前年比18.8%増）、製品別では73.4%のウエイトを占める機械機器の中の自動車が数量で15.8%，金額で22.7%前年比増となったのをはじめとして、船舶が前年の事情もあったが12.8倍、VTR46.9%，NC工作機械等が44.9%，半導体素子52.6%，オートバイ32.7%それぞれ増加した。しかし輸出シェアは24.2%となり前年より1.4%減少した。

EC向けは166億50百万ドル、前年比31.3%増、シェアは12.8%で前年比0.5%増加したが、製品別では、72.3%のウエイトをもつ機械機器の中で、自動車23.2%，オートバイ43.4%，金属加工機械58.4%，自動データ処理機56.2%，VTR2.3倍、半導体素子2.0倍など各々前年比増となった。

さらに東南アジアは309億10百万ドル、（前年比18.3%増）、西アジアは130億83百万ドル、（同35.3%増）、中南米89億17百万ドル、（同36.0%増）、アフリカ80億16百万ドル、（同53.2%増）、大洋州44億73百万ドル、（同27.2%増）、共産圏91億55百万ドル、（同24.0%増）であり、これら地域にも自動車、VTR、時計、金属加工機、船舶など先端工業技術を活用する製品が主に輸出されている。

翻ってわが国の輸入は、鉱物性燃料が総輸入の約半分である49.8%のウエイトを占め、前年より8.9%もウエイトが増加しており、輸入金額699億91百万ドル、前年比54.6%増、石炭では一般炭、原料炭、それに

海外直接投資の問題点

液化ガスなどエネルギー源の輸入が著しく、製品、原材料品、食料品が国内景気の低迷を反映していざれも前年、前々年比で減少しており、輸入先も原油などの産出国である西アジア、OPEC諸国のウェイトが高い。それにひかえアメリカからの輸入は244億8百万ドルで、前年比19.5%増となったが、シェアでは79年の18.5%から17.4%へ減少しており、同じくECも78億42百万ドル、前年比3.5%増、シェアは6.8%から5.6%へ減少している。そして後で詳しく述べるが、わが国との貿易摩擦の因となっている。¹⁾

以上、1980年のわが国の貿易の傾向と特徴を概観した、そして80年は原油を中心とするエネルギー源要素の輸入が数量、価格ともに増加したことから、過去最高の輸入超過をわが国は体験することになった。

しかし、1981年のわが国の貿易は、輸出額が1,529億99百万ドルで過去最高額となり、前年比17.2%増、輸入額は1,432億9百万ドルで、これも過去最高であったが、伸び率は1.9%増でしかならなかった。²⁾この結果、年間の輸出超過額は88億89百万ドルとなり、過去第3位の貿易黒字を記録するほどに輸出入のバランスを回復した。そしてさらに81年の特徴は対欧米貿易が過去最高の黒字となっていることで、最近わが国の輸出の伸び率は鈍化傾向にあるが、欧米を中心に貿易摩擦や保護貿易主義の動きは、今後もますます強まることが予想される。

貿易摩擦の激化や保護貿易主義の動きに対して、わが国の企業や業界は政府の指導のもとに輸出の自主規制を行ない、一方政府も82年度の三大政策の1つに貿易摩擦の解消を掲げてそれらの回避に努力しているが、貿易問題は、わが国の国際収支や外貨準備高³⁾、その他要因とも絡み合され論じられるので、将来にわたって貿易摩擦や保護貿易主義の動きが激しさを増すことは確かである。また、今後世界貿易はますます厳しくなることが予想され、貿易立国であるわが国は、貿易摩擦や保護主義の問題の解決策を真剣に見い出していかねばならない宿命を負っている。さらにこれら問

表1 国際収支

(単位 百万ドル)

項目 年月	貿易収支		
	輸出	輸入	
1971	7,787	23,566	15,779
1972	8,971	28,032	19,061
1973	3,688	36,264	32,576
1974	1,436	54,480	53,044
1975	5,028	54,734	49,706
1976	9,887	66,026	56,139
1977	17,311	79,333	62,022
1978	24,596	95,634	71,038
1979	1,845	101,232	99,387
1980	2,125	126,736	124,611
1月	△ 2,329	6,865	9,194
2月	△ 228	9,384	9,612
3月	△ 36	10,469	10,505
4月	△ 759	9,881	10,640
5月	△ 665	10,272	10,937
6月	124	10,688	10,564
7月	154	11,224	11,070
8月	305	10,104	9,799
9月	1,800	11,335	9,535
10月	828	11,620	10,792
11月	615	10,842	10,227
12月	2,316	14,052	11,736

(資料) 日本銀行

海外直接投資の問題点

表2 外貨準備高及び為替レートの推移

項目 年月	外貨準備期末残高 (単位 百万ドル)
1971	15,235
1972	18,365
1973	12,246
1974	13,518
1975	12,815
1976	16,604
1977	22,848
1978	33,019
1979	20,327
1980	25,232

(資料) 大蔵省

表3 我が国の貿易(通関額)

項目 年月	ドル建 (単位 百万ドル)		
	輸 出	輸 入	出(入)超
1971	24,019	19,712	4,307
1972	28,591	23,471	5,120
1973	36,930	38,314	△ 1,384
1974	55,536	62,110	△ 6,576
1975	55,753	57,863	△ 2,110
1976	67,225	64,799	2,427
1977	80,495	70,809	9,686
1978	97,543	79,343	18,200
1979	103,032	110,672	△ 7,640
1980	129,807	140,528	△ 10,721

(資料) 通関統計

表4 世界貿易に占めるシェア（単位 10億ドル，%）

項目 年	世界の輸出	日本のシェア
1972	376.9	7.7
1974	774.1	7.2
1976	907.1	7.4
1978	1,193.9	8.2
1980	1,840.1	7.1

(資料) IMF.

表5 我が国の貿易依存度（単位 10億円，%）

項目 年	輸 出	輸 入	
			鉱物性燃料
1972	9.5	7.8	1.9
1974	12.0	13.4	5.4
1976	12.0	11.6	5.1
1978	10.2	8.3	3.3
1980	12.4	13.5	6.7

(資料) 国民経済計算年報

題の解決は、わが国の経済を左右する重大な要因となっていると考えられるので、以下に小論の序論として、わが国の貿易摩擦の要因について述べ、本論へのプロローグとしたい。

さて、貿易摩擦因を考える場合、その因はわが国自体にある場合と欧米、中進

海外直接投資の問題点

国、途上国などの側にある場合とに分類できる。

まずわが国自体にある場合から考えると、

①わが国の経済は貿易に依存しないと成り立たず、特に加工貿易が主体であるために、本質的に輸出指向型であり、過去から官民一体の輸出努力を行なってきた。そして近年グローバルな市場に対して、商社を中心にマーケティングの力を活用、国際的なニーズを把握し市場の開拓を図った。このことがアメリカ、ヨーロッパの市場で、先進工業国企業と激しく競争することになり貿易摩擦の因となった。

②わが国の企業は競争的体質を強く持っているが、国内市場が狭いため海外に市場を求めて活動をする。そして市場があるとサミダレ的に輸出を行なう傾向が強い。特に第一次石油危機後、世界経済が不況に見舞われた時も、わが国は輸出拡大によって景気の回復を図り、貿易黒字によって外貨の蓄積を行なったが、この時期より貿易摩擦が多く論じられることになった。

③アメリカや西欧諸国の工業技術を勢力的に取り入れ、かつ吸収する努力を企業が行ない、近年欧米諸国との技術格差を縮少することによって、わが国の企業が欧米企業のライバルとなった。

④さらに先端工業技術を活用する分野では、欧米企業を凌ぎ製品開発を積極的に行ない、市場の拡大を図れる産業が存在するようになってきた。

⑤二次にわたる石油危機を労使が協調して生産性向上に努め⁴⁾、生産拡大を輸出拡大に結びつけることによって危機を乗り切ることに成功したが、多量の製品が世界市場に流れ出た。

⑥二回の石油危機を契機に企業が省エネルギー製品の開発、作成に努力したが、これが世界市場で受け入れられて、市場を拡大した。⁵⁾

⑦近年わが国の企業は海外に直接投資を行ない投資残高も増加の一途をたどっているが、その投資が国内の親企業からの部品や原料の供給を受けるなど太いパイプで結ばれているケースが多い。この場合の投資は、わ

が国の貿易を補完する役割をしており、輸出を拡大する働きをするので貿易摩擦の因となる。

⑧世界各国から批難されているが、わが国は非関税障壁⁶⁾が厚く外国の企業が輸出をしたり、投資をする場合に門戸が閉されていることが多い。これには誤解やPR不足のケースもあるが、各国の指摘する通りのこともあり、このことが貿易摩擦の因になっている。この他社会的・文化的差異からくる誤解などがあげられ、その根は深いと考えられる。

以上わが国自体の問題点を指摘したが、貿易摩擦に関しては反省すべき点がある。

次に欧米側の要因について見てみたい。①アメリカはわが国の貿易輸出推進策と対照的に海外投資を優先する立場をとっている。特に大規模寡占企業が利潤獲得の動機から、ヨーロッパや日本に先端工業技術を持ち出す形で投資を行っている。その結果ヨーロッパや日本に技術面で追いあがれ、近年とくに技術格差が縮少し、国内市場を含め市場を失いつつあるので諸外国に圧力をかけるようになってきた。さらに対外資本輸出はブームラン効果を発揮して、アメリカ国内の雇用の減少と失業を生み出すことになり、労働者や国民が輸入の規制を強く求めるようになってきた。②先進工業国を中心とする世界的教育や文化が向上した結果、人々の価値観が多様化して先端技術製品を購入する傾向が強まったが、欧米諸国は自国技術の優位性という幻想から、技術改革を怠り先端技術の革新が低迷した。そこに日本からの製品が流れ込み、彼らは市場を失った。③二次にわたる石油危機の後も省エネに対応した製品開発や市場開拓への努力が不足したなど、激しく変化する市場や消費者のニーズを適切に把握できず、かつ対応できなかつたことにより市場を大きく失った。④生産分野において経営者は日本の経営者と異り設備投資に積極的でなかった。すなわち石油危機後、わが国の経営者はロボットの導入など生産工程をオートメイション化することにより、省力化と生産のスピードアップを図って生産性向上に努めたが、欧米

海外直接投資の問題点

ではこれがあまり行なわれず、コストアップを生産性の向上によって克服できなかった。⑤一方労働者は自己の権利を主張して譲らず、石油危機後の急速なインフレに対して、生産性の向上がないまま賃上げだけを強く要求した。また労働者は設備の導入に対しても強力に反対したりした。⑥わが国から特定の商品が短期間に集中豪雨的に市場に流入するため地場の産業、企業が混乱したり打撃を受けるために、政府や企業家それに労働者が輸入に反対している。これらいくつかの理由からも明らかなように、石油危機後の不況や消費者のニーズの変化に、欧米諸国の産業構造は対応しえなかつたところに、日本や中進工業国の中進工業国（NICs）の技術進歩が急で市場に参入してきたことと、特に先端技術を駆使する製品開発などでは、日本の企業に先を越されるなどして混乱した。さらに企業の変化に対する不手際は失業率を高めたために、労働者から外国製品の輸入に対して反感や、それを制限する動きが発生した。その他特にアメリカは自由貿易策をとりつけたため、わが国や西欧諸国から多くの製品が流入し、その競争が激しくなったなどの理由が、わが国などに対する輸入制限や保護貿易主義を生み出すことになった。西欧諸国なども上述した理由から日本に対する輸入制限を行なうようになったと考えられる。

第三に中進工業国（NICs）の要因について見てみると、これら諸国は欧米や日本から技術やプラントを導入することにより、軽工業品、繊維産業、一部重化学工業品などで先進工業国を追いあげ、各種市場で競争激化の要因となっている。わが国の企業も市場を侵食されそれに防戦すると貿易摩擦の因となってしまう。

最後に途上国について見てみると、彼らは自国を工業化するために日本や欧米の機械や技術が必要である。そのために機械や技術を輸入するが、見返りの輸出品が少ないと、輸入品との価格格差が大きいことから国際収支が *imbalance*となってしまうこと。工業化しても部品や原料の供給を受けざるを得ないため、常にわが国などとひもつきのように思えること。

さらに一部消費者のために先端技術製品が、大多数の国民が必要とする製品より優先して輸入されるなどの理由が、経済ナショナリズムの力と絡み合って、わが国の製品の排除運動となって発生する。また日本からの完成品でなく現地ノックダウン製品でも、部品供給などがあるため完成品と同じ目で見られ、日本は輸出ばかりで輸入をせず利潤を上げているという批難となって表われ貿易摩擦の因となる。

以上のごとく貿易摩擦は多くの複雑な要因によって惹起されるが、特にわが国企業が、各市場にさみだれ的に製品を輸出することがその大きな要因となっている。近年では先端技術商品である自動車、テープレコーダー、光学機器、集積回路、事務機、時計、N C 工作機械などの他に、船舶、鉄鋼、繊維などが多量に輸出され貿易摩擦の因となり、自主規制を求められている。また非関税障壁に対する風当たりが強くなる一方、欧米諸国では保護主義が抬頭ってきており、わが国の政府や企業は門戸開放や規制によってその対応を図っている。

さて、わが国は前述のごとく貿易依存度が格別高く、その輸出は貿易摩擦を惹き起すケースが多いが、最近輸出の低滯化傾向があらわれてきた。⁷⁾ そして今後わが国の輸出は頭打ちから徐々に低下するのではないかと予想されている。

また、アメリカの雑誌「 THE FUTURIST⁸⁾ 」は 1981 年 12 月号で、世界 26 カ国の中から西歴 2,000 年迄の予測を行なっているが、わが国は現在最も安定度の高い国の中で第 3 位を占めているが、①資源がなく輸入依存度が高いこと、1990 年にはエネルギーの輸入が 98 % に達すること。②人口の老令化がみられること。③ G N P 成長率が現在の 5 % 前後から、1990 年には 2 % 以下になること。④生産性向上のために使用しているロボットが現在 2.5 % の失業率を 1990 年代には約 12 % にはねあがること。⑤防衛問題が国内政策にストレスを生みだすことなどを理由に、1985 年には 15 位、1990 年代には 16 位に転落するとしている。

海外直接投資の問題点

この予測の通りになるかどうかは別として、わが国の輸出入の先行きを悲観的に予測する見解は比較的多い。⁹⁾

上に述べたごとく、わが国の経済や貿易の先行きに対しては消極的見解が多いが、現実に国内市場が狭少で、先端技術や高速生産体制によって生み出される多量の製品を需要できず、慢性的に供給過多となる市場構造と生産構造を持ったわが国は、必然的にその矛盾を輸出によって解消していくかなければならない宿命を負っている。またこの宿命ゆえにわが国は、今後とも政府や企業の努力にもかかわらず、常に貿易摩擦という十字架を背負わなくてはならない。

このことに加えて、今日わが国が利益を享受している先端技術活用の製品は、短期間に追従者によって追いつかれる一方、中進工業国や発展途上国の工業化、さらに先進国への追い上げから、世界市場での競争は全ての分野で激しくなり、貿易摩擦はますます各国間で激しくなって行くものと考えられる。このように考えると、わが国は今後単に輸出努力と貿易摩擦の解消にエネルギーを投入しても、問題の根本的解決には至らない。

それならば問題解決の方法は何か、一つの有効な方法として輸出を補完し、生産優位性を保つ海外直接投資がある。すなわち海外に生産拠点を持つ方がメリットの高いものを移動させ、国際分業を図ることである。前稿、前々稿¹⁰⁾でも述べたが、今後日本の経済と日本の企業は、海外直接投資にも多く依存しなければならない時代が到来すると考える。

つけ加えるなら、わが国の経済と企業の発展は貿易の振興と海外直接投資の両輪によって支えられていくということである。

小論は日本経済の推進の動輪で今後ますます重要となる海外直接投資と、それを受け入れる国々、特に東南アジア諸国の優遇策や規制の問題点について考察し、直接投資のあり方について検討するために執筆した。

2. わが国企業の海外投資

a. 海外投資の推移

それではまずははじめに、わが国の企業の海外直接投資の移推から考察することにする。わが国企業の海外直接投資（以下、海外投資とする。）の歴史は、明治初期の商業資本（商社）の支店設置によって始まった。その後日清・日露戦争などを契機に第一次大戦前後迄は、多数の貿易商社が世界各地に支店や現地法人を設立して活発に輸出を行なった、特に日露戦争後ロシアから利権を獲得した満州では、南満州鉄道株式会社が創立され、鉄道経営、炭鉱の運営、火薬、機械の工場の運営などを行ない本格的な海外投資活動が行なわれるようになった。

一方、わが国大手紡績会社は、低廉な労働力と中国本土の広い市場を求め、さらに輸入関税の障壁を回避するために、第一次大戦末期、上海、天津、青島に工場を建設して積極的な生産活動を行ない、満鉄とともにわが国企業の海外生産のパイオニアとなつた。

さらに中国では、1937年の日華事変の後軍部の占領地政策を背景に、中国の産業を日本の資本が経営するものが多くなり、この状態は第二次大戦終了まで続いた。

また第二次大戦勃発と同時に、わが国の大手企業は軍部の主導のもとに、東南アジアの占領国ないし同盟国において資源開発のため海外投資を積極的に行なつたが、これからは大戦終了と同時に全て失われた。¹¹⁾

以上のごとく、わが国企業の海外投資は明治初期に始まり、第二次大戦終了と同時にことごとく灰燼に帰してしまつたので、今日の海外投資の基礎は第二次大戦後数年して築かれ、その時点から再出発したものである。以下にそのことについて概述してみたい。¹²⁾

わが国の戦後の海外投資は、1951年の主要商社の対米資本進出（現地法人の設立）や、ゴアなどに鉄鉱石開発のために投資が行なわれたのを嚆

海外直接投資の問題点

矢とする。しかし企業が貿易指向型のため海外進出は少なく、その後の10年間で710件、2億8,500万ドルにしかすぎなかった。その理由は国内の企業体制の確立。国内に投資機会が多くあった。政府が国内産業の育成を図るため、国際収支を理由に資本流出を抑える政策をとってきた。それに何よりも投資のメリットが少なかったなどのことが考えられる。

続く1960年の10年間の海外投資は32億9,400万ドルとなり、前の10年の約12倍となった。そして投資内容はアジアが製造業、北米が商業と資源開発、中南米が資源開発という特徴を示している。60年代は後半特に68年度以降海外投資が急速に拡大したが、それは北米への商業、アジアへの製造業が主力であった。この60年代の海外投資は50年代の10年に比較して、金額で約12倍ほどになったが、前半と中頃のそれは50年代とたいした格差はなかったといえる。そしてその理由としては国内経済が高度成長したため、企業にとって投資の機会が多くあり、海外投資は企業の重要な戦略要因とならなかった。前の時期と同じく企業が輸出指向の態度をとりつけた。労働力も比較的豊かで賃金上昇率も、その後で比べて緩慢であった。発展途上国の経済発展が遅れ、企業が進出しても供給に見合う市場がなかった。わが国企業の国際化が遅れ、海外進出するための経営資源が十分蓄積されていなかった。外貨不足のため規制がひかれ、企業が積極的に海外投資する誘因が欠如していたなどがあげられる。¹⁴⁾

60年代の後半から70年代にかけて、わが国の海外投資は急速に拡大した。これは1960年代世界貿易が急速に拡大したが、貿易指向型のわが国はその機会を利用して輸出を著しく伸ばし、国際収支の好転を図るとともに外貨準備残高を増加させることができた。また1964年IMF8条国への移行とOECD加盟が決定し、67年には対日投資が、全面制限から自由化へと変った。わが国の企業が高度経済成長期に企業体质を強化することに成功し、経営資源の蓄積を図ることができたなどの要因が働き、それが刺激となって海外投資が活発化することになった。その他に高度成長に

より労働力が不足し、かつ賃金上昇率が激しくなって企業経営を圧迫はじめたことから、企業が発展途上国を中心に廉価な労働力を求めたこと。国内市場での競争が激しくなったこと。海外の市場においても競争が激化したことなども 60 年代後半に海外投資が著しく増加した因と考えられる。¹⁵⁾

さらに 1970 年代は、わが国の海外投資が飛躍的に拡大した時期である。1978 年度末の許可累計額は 268 億 900 万ドル、件数は 18,814 件で 50 年度のそれと比較すると、金額では約 95 倍、件数は 26 倍に達している。

70 年代の投資の増加はとくに 72 ~ 73 年と 78 年に急増している。ちなみに 72 年の投資は件数 1,770 件、金額は 23 億 3,800 万ドルで対前年比 172.4 % 増、73 年は件数 3,097 件、金額は 34 億 9,400 万ドル、対前年比 51 % 増、78 年は件数 2,395 件、金額は 45 億 9,800 万ドルで、これは史上最高の記録であり、件数も史上 2 位となった。

70 年代の海外投資を増加させた要因は種々なものが考えられるが、その主なものは企業が海外市場の開拓や確保、それに資源の確保を求めて生産拠点を海外に積極的に移転したこと。わが国の国際収支が黒字基調で外貨準備残高が多くなり、円切り上げの圧力が生じたとき政府が輸入の増加と同時に、資本輸出の促進を図り数次にわたる海外投資の自由化政策をとり、優遇措置をとったこと。わが国が二次にわたる石油危機を、輸出の増大によって切り抜けたため欧米を中心とした市場において、貿易摩擦の発生や保護貿易主義が抬頭して、輸出が制限されるようになってきたこと。中進国や発展途上国が自国の工業化のために、外資の誘致を積極的に行なったこと。わが国の企業が関税ならびに非関税障壁を回避するため、現地生産を行うようになったなどがあげられる。

その他に、60 年代企業が高度経済成長によって体質強化を図ることができたり、経営資源を蓄積しそれを活用できるようになったこと。内部留保の増加が可能であったことなどが資本の海外投資自由化や海外生産拠点の必要性、各国からの投資誘致と相乗効果を發揮したこととも要因として考

えられる。

さらにわが国において労働力不足、賃金高騰、工場立地難、環境問題の多発など国内投資の制約要因が、企業の国内投資を鈍化させ海外投資を促進させる要因ともなっている。

また市場確保や貿易摩擦、資源開発などで大手企業、いわゆる親会社が海外進出を図ると、部品供給などの補完的に役割を果たすために系列下の中小企業が海外投資をするケースも多くなり、投資増加要因となる場合もあるし、バスに乗り遅れないようにと徒らに海外投資をしてしまうケースなども増加の要因となったりしている。

この他に多くの要因が考えられるが、拙稿「企業の海外投資に関する一考察」で既に論及したので、ここでは概述するのにとどめたが、70年代から80年代前半は貿易摩擦の回避や外貨準備高の増加などの要因が、海外投資を増加させる因となったことは確かである。

ちなみに、75年以降のわが国の海外投資（許可・届出ベース）は、75年迄の累計が159億4,300万ドル、76年、34億6,200万ドル、77年、28億600万ドル、78年、45億9,800万ドル、79年、49億9,500万ドル、そして累計が318億400万ドルとなり、76～79年の4年間で累計は75年迄の2倍というペースで増加している。¹⁶⁾

以上、概略的にではあるが、わが国の海外直接投資の推移を考察し、海外投資が着実に増加しておることが明白になった。そしてそれがわが国の経済にとって重要な要素となって来ていることも理解できる。そこで次に、わが国の海外投資の特徴について検討することにしたい。

b. 海外直接投資の特徴

わが国の海外投資はここ数年、過去の投資傾向と異なる動向が見られるが、1970年代中頃までの海外直接投資は、「①一件当たりの規模が小さい。②アジア地域向けが多く、しかも製造業の進出が比較的多いのに対して、アメリカ向けは輸出促進を助長するための総合商社による直接投資が

多い。③総合商社がメーカーをひきつれて進出するケースが多い。④進出先で100%所有の子会社をもつことは少なく、進出先国の企業者との合併事業が多い。⑤国際競争力の弱体化した労働集約的産業からの直接投資が多い。¹⁷⁾と池本清教授が指摘されるような特徴がみられる。¹⁸⁾

上の指摘にもあるように、わが国の海外投資はアメリカや西独などと比較した場合、①資源開発投資の割合が相対的に多い。②地域別では発展途上国向け、特にアジア向け投資が多く、その内容も製造業に集中している。③他の先進工業国と比較して、先進工業国への投資が少なく、業種も商業・サービス業に片寄っているという傾向が近年までみられる、が何故にこのような特色を示してきたのであろうか。企業の海外直接投資の動機は通常、市場指向型、自然資源指向型、人的資源（低賃金労働）指向型の三つがあるとされているが、小島教授は「これまでのところ日本の海外直接投資は『貿易志向的』であった。日本の比較優位パターンの変動に照応してそれを補完するように海外投資は進出していったのである。海外投資の最大なものは自然資源開発であったが、これは日本の比較劣位を補うためであった。製造工業への海外投資でさえも、繊維、衣服、鉄鋼の加工といった日本が比較優位を弱めつつある伝統的産業か、それとも自動車のアセンブリ、ラジオその他電気機器の部品生産といったもので、東南アジアの低廉労働が活用でき、日本からは最終製品の代わりに機械設備や技術ノウハウ、中間財の輸出を増加しうるものであった。この意味において日本の海外直接投資は比較優位構造補完的であり、きわめて貿易志向的である。

日本の製造工業投資の大部分が中小企業によって、アメリカの投資にくらべるとより小さな規模でなされていることも注目されてよい。²¹⁾」とわが国の海外投資の特徴を指摘されるが、この指摘に従って考えるなら、わが国の投資は第1に自然資源指向型から、次は人的資源指向型に、そして市場指向型へというパターンを辿ったことになり、前述した投資の特色

はこの結果を反映したものと言える。

小島教授は、さらに海外直接投資をアメリカ型と日本型の直接投資に区別して、以下のように各々の特色を指摘されている。

まずアメリカ型であるが。「①寡占的大企業の利潤極大化を目的とする世界市場シェア競争であり、資本、技術、経営という経営資源の巨大性と卓越性を海外進出の武器としている。②比較優位構造のトップに位する先端成長産業から海外へ進出する。③ミクロ的産業組織論に立脚しており、マクロ的国民経済的関連は無視されている。²²⁾」

次に日本型の特色として、「①日本の海外直接投資の規模はいまだ小さく、一件当たりもきわめて小規模である。②先進国にくらべて対先進国向けが少なく、対低開発国向けが圧倒的に多い。そしてそこに投資される半分以上が製造工業投資であり、他の先進国のは資源開発投資が圧倒的に多いとの対称的である。③失敗も多く、低利潤率をがまんして敢行されている。④動機と業種からみるときわめて貿易指向的である。そしてあくまで国民経済活動の一環として、比較優位構造の高度化を促進する担い手として、企業進出が行なわれている。すなわちマクロ的インタレストを無意識に体化しているようにさえ見える。²³⁾」と指摘している。そして日本の海外投資は問題点もあるが、貿易指向的であり、日本の比較優位構造高度化促進的であることは、南北貿易を再編成し、南北間の新しい国際分業形成に役立つ。日本が比較優位を弱め低開発国に移譲しようとしている産業は、後者にとっての有望な幼稚産業で、彼等が比較優位を強めたいと欲している産業である。日本型の直接投資が小規模、労働指向型、現地資源加工型、第三国輸出指向型などの性格をもつことは、低開発国のバランスのとれた一歩一歩の前進にとってもっとも能率的な貢献を果たしうるとして、日本型投資が優位にあることを指摘している。²⁴⁾

以上わが国の海外投資について、1970年代中頃までの特色を考察しそのアウトラインを把握したが、次にここ数年の海外投資の傾向と今後の方

向についてみてみたい。

わが国の 1978 年度の海外直接投資許可額は 2,395 件、45 億 9,800 万ドルで金額ベースでは史上最高を記録し、対前年比では 63.9 % 増加した。これを地域別に見てみると、先進国向け投資が対前年比 71.2 % 増で、発展途上国向けの 59.1 % 増や中南米向けの 35.1 % 増より高い伸びを示した。その結果先進国対発展途上国の中は 41.9 % 対 58.1 % となり、77 年度に比べ先進国側が 2 % 増加した。また業種別に見ると製造業が 20 億 3,800 万ドル（対前年度比 89.8 % 増）で、構成比が 44.3 %、商業は 8 億 2,300 万ドル（同 2.39 倍）で構成比が 17.9 % でともに増加したが、鉱業などの構成比は減少した。

上に述べたごとく 78 年度のわが国の海外投資は、地域別ではわずかながら先進国が、業種別では製造業、商業の比重が高まり鉱業などの減少がみられたが、このように近年わが国の投資の傾向が徐々に変化の兆しを示している。

ここで概略的にその特徴をみてみると、先進国向けの製造業や商業に対する海外投資の増加が見られる。その理由はわが国の企業が貿易摩擦を回避するため、輸出で開拓した先進国の市場に生産拠点を新しく築き、それを拡充して市場の確保と拡大を図ろうとしていること。アメリカや E C 諸国の技術革新が労働組合の反対や、その他の要因の影響で遅れ、産業構造が先端技術産業に対応出来ない間隙をぬって、高度に発展、成長したわが国の先端技術産業が、それらの国に進出した。いわゆる欧米諸国の不足生産要素を補充することから生まれる利益を求めて、企業が進出したこと。欧米とわが国で労働者の賃金格差が縮少したこと。アメリカなど投資規制が少なく比較的自由に投資できること。中南米や中東諸国の投資が、カントリー・リスクが高くなつたが、欧米ではそれがないため投資を移していくこと。東南アジア諸国の投資規制が厳しくなつたこととリスクが大きくなつたことなどがあげられる。

海外直接投資の問題点

また商業資本の増加傾向は、近年貿易摩擦が一段と激化して以来、企業が市場の確保、防衛、拡大のため急速に販売会社を設立しているが、それに伴って銀行や証券会社などが海外に進出するケースが増加していることの結果である。

以上述べたように種々の要因から、先進国向けの製造業や商業への投資が、近年増加する傾向を示している。そして今後 1980 年代のわが国の海外投資は、貿易摩擦の回避。市場の確保と開拓のため企業が先進国に製造拠点を新設する動きがますます活発化すること。今後欧米先進国企業とわが国企業が技術提携する度合が強まること。カントリー・リスクが回避できることなどの理由から、先進国向け投資が増加していくものと考えられる。

c. わが国海外投資の推進要因

前節でわが国の海外投資の最近の特色と今後の方向を考察したが、海外投資は貿易摩擦の回避や上記の理由からばかりでなく、国際分業の推進による安定した国家の経済発展と、個別企業の発展にとっても必要であると考える。そこで次に海外投資を推進する要因について検討してみたい。

業種と進出先によって種々の相違があるが、わが国企業の海外投資の動機は、通産省のアンケート調査によると²⁵⁾、「市場の確保と開拓」、「原材料・資源の供給確保」、「経営の多角化・国際化の指向」、「労働力事情の有利性」、「特恵関税・共同市場・輸出加工区等の第三国輸出の有利性」、「現地国政府の優遇措置」、「国内での立地難」などがあげられている。

近年におけるわが国の海外投資傾向は、貿易摩擦の回避や生産拠点を築くことによって市場の確保や開拓を行なう。比較優位にある先端技術を海外で活用するなどの要因が大きく影響していると考えられるが、その他に、国内市場が狭小で競争が激しいので、外国市場へ進出して企業を成長、拡大しようとする意欲を企業が持っていること。中進国や発展途上国での工業化が進み、軽工業品や繊維などの製品の国際市場での競争と追い上

げが激しくなり、わが国企業がそれに対応しなくてはならなくなつた。発展途上国を中心に受入国の要望に基づく優遇処置があるなどの要因があり、さらに海外投資には、種々広範にわたる海外生産のメリットがある。そのいくつかを例示してみると、①進出先の需要者好みやその変化を速かにキャッチして、生産を迅速にかつ適切に対応させることができる。②途上国などで廉価な労働力を利用できる。③原料や製品の輸送費が不要、在庫が少なくてすみ、原料を確保できる。④関税ならびに非関税障壁を回避できる。⑤親会社から部品や半完成品を一手供給でき、かつトランسفァー・プライシングによって大きな利潤をあげることができる。⑥海外子会社にライセンシングを行なうことによって収益をあげることができる。⑦子会社を通して第三国市場へ輸出できる。⑧国内で生産拡大できないとき子会社で作れる。⑨現地生産の利点を生かして、市場防衛や海外企業との競争で優位に立てる。⑩海外の有能な人材を活用できるなどのメリット²⁶⁾がある。

これら上記の種々の要因に加えて、国内の要因が海外投資を促進するケースもある。例えば①わが国の労働力不足の深刻化。②公害・環境問題が企業の生産活動を制約する。③資源エネルギーの制約が厳しくなる。④国際分業に適応するために生産体制を整えて行かねばならないが、国内では調整できにくい。⑤新技術開拓能力の低下。⑥市場機構の硬直化と資本の生産能率の低下などが投資促進要因となると考えられる。²⁷⁾

以上、主にわが国の側から海外投資の推進要因を考察したが、これら要因からもわが国の海外投資は、日本の経済維持、発展ばかりでなく個別企業の発展のためにも必要不可欠であることが理解できるが、問題点もある。そこで投資受入国の側からも投資の問題にアプローチしてみることにする。

d. 受入国側の投資推進要因

被投資国、すなわち投資受入国は何故に投資を受け入れるのであろう

海外直接投資の問題点

か、この問題を先進国と発展途上国についてみてみたい。

この問題を直接論ずる前に、海外投資の意義を少しく述べてみたい。一般論として海外投資は以下の項目を促進するものとして捉えられている。経営資源の移転によって、①国際的に活動する企業の利潤追求。②世界的な市場開拓と生産体制の確立。③投資国と受入国の国民経済的厚生。④調和のとれた世界全体的な生産体制の創造、すなわち調和のとれた水平的、垂直的分業体制の確立。⑤世界的な資源の効率的な活用。⑥先端的技術の伝播と技術の交流。⑦雇用の促進と有能な人材の活用。⑧資源開発などである。

このような視点から海外投資は投資国や個別企業、逆に受入国や受入企業側にとって必要性が出てくる。投資側については、わが国企業や国民経済の視点に立って、その必要性について既に述べたので、受入側の必要性について論述したい。

まず初めに先進国から述べてみると、①今日、先進国を中心に世界的に、人々の価値観の個性化、多様化、高質化がみられそれに基づく高度複雑な消費需要が存在しているが、それはより高度な先端工業技術を駆使して生産される商品やサービスである。例えば自動車、VTR、カラーTV、オートバイ、集積回路、光ファイバーを使ったコミュニケーション。それらの素材の合金、セラミック、生産手段の産業ロボットや鉄鋼などで、これらのものは急速に消費需要が拡大している。だが技術革新や開発、その生産体制の改善を十分なしえなかった欧米諸国は、需要の拡大とわが国などの追い上げによる市場競争の激化に対応することができず、わが国企業の投資を受け入れ生産活動を行なわせて、輸入代替活動を実施させ、市場の対応と国際収支の *imbalance* の改善に努めているがその手段として投資を受け入れる。②さらにわが国や中進国の輸出急増が、先進国の中場産業に打撃や混乱を与えることが多く、経済や産業構造を乱すので、自国に生産設備を作らせコントロールして、地場産業の保護を図るた

めに投資を受け入れる。③先端技術や優位にある技術を積極的に受け入れ、工業や技術水準の向上を図り、自国の産業強力を促進するため投資を受容する。④欧米諸国は産業構造の変化への対応が遅れたことを先に述べたが、このことから失業が大量に発生し社会問題となった。そこで雇用拡大を図るために投資を受容する。⑤原材料や資源を単に輸出するのではなく、それを国内で有効に活用したり、加工深度を高めたりするために投資を受け入れるなどの要因から、欧米諸国は海外から（特にわが国から）投資を受け入れている。

次に発展途上国や中進国について述べてみたい。発展途上国などの場合、上述した先進国の受入れ要因とオーバーラップする側面が多いが、その他に投資企業に自国の経済に対する積極的な貢献を求めていることが多い。そのために彼らは投資企業に対して要望してくるものがある。その主なものを述べてみると、①現地の原材料や農産物の活用を図ること、そのための投資に力を入れること。②経営資源、とくに経営や管理のノウハウを含めた技術移転の促進。③現地人の育成と登用。④輸入代替ばかりでなく、自国で生産した工業製品の輸出に積極的に貢献する。⑤収益の大部分を現地に再投資して、規模を拡大するなどである。²⁸⁾

発展途上国は進出企業に上述したような積極的貢献を求めるが、要望したことが受容されるように、投資に対して種々な優遇策も講じている。例えば各国によってまちまちだが租税の減免、原材料、資本財の輸入に対する優遇措置、輸出振興に対する特典、投資控除制度、加速減価償却などなどがある。²⁹⁾

このように途上国などでは投資の受け入れに対して要望と、その見返りとしての優遇策を用いて投資の誘致と活用のバランスをとっている。しかし個別企業のミクロ的利潤追求活動は、途上国など受入国の要望する事項と一致することが困難であったり、時にはするどく対立することがある。また国民の経済厚生的要素に逆行したりすることがある。

海外直接投資の問題点

またこのような状態の時、特に抬頭してくるのであるが、途上国では一般的な時も経済ナショナリズムが頭をもたげ、進出企業に対して批判や反感が強くなり、これが受入国政府に影響を与える、進出企業に対する規制策が打ち出されることがある。

例えば、①輸入代替のため投資を受け入れても、部品や半完成品の輸入がかえって増加して、国際収支の改善はみられないで、親会社のひもつきになっているのではないか、親会社ばかりが儲けているのではないかという疑心暗鬼が起り、批判の動きが出てくる。②進出企業は旧式の機械設備をもってきて使わせ生産性をあげさせないようにしている。③進出企業は常に技術やノウハウの移転を故意に遅らせており、④外資に自国の重要な産業を支配されてしまう。⑤外資は他所者で利益がなくなれば逃げ出してしまうなどの反感が一般の人々の中にも強くある。この他にも⑥外国企業の進出によって市場での競争が激しくなり、結果的に地場の零細企業が倒れ産業破壊を生む。⑦企業が進出しても関連産業が十分存在せず、部品の供給などが受けられないので、現地ノック・ダウン方式をとり親会社から部品の供給をあおぐと、トランسفر・プライシングで利益を一人占めしているとか、自國企業をいつ迄も下請状態に置こうとしているとか、⑧技術指導料などは無形のため認めたがらない、すなわち、ライセンシングの問題が生ずる。⑨進出企業の社員と現地人との待遇格差が大きい。登用を妨げている。⑩とくにわが国の場合にあてはまるが、進出企業は閉鎖的で自分達だけで秘密裡に行動しているという反感が生ずる。⑪工業化の下地がないので高品質の製品が出来ず輸出できることに加えてコストが高くなったりすると、技術やノウハウの移転を遅らせていると反感を持ったり。⑫自動車、クーラー、VTR、カラーテレビ、冷蔵庫などを進出企業が製造しても一部の高額所得者の、わずかなニーズをみたすだけで、貪富の格差がより明白になってくるため、外資は多くの貪乏人を作り出すだけであるという反感を生んだりする。などなど外資に対する反感と批判が

世論を支配することが多く、これらの反感や批判が政府の規制を生み出す母体となる。

上に述べたごとく個別企業のエゴや限界、それに受入国側の反感や批判、それに相互不理解から、各国で規制問題が発生してくるケースが多い。特にわが国の場合、オーバー・プレゼンス、経営管理体制のギャップ、文化、社会価値の相違、相互理解の努力の欠如が加わって、発展途上国において葛藤が生じやすく、それが基となって政府の規制を生みだすことがある。

それでは次に海外投資の問題点の1つ規制の問題について考察することにしたい。なお本稿では紙幅の都合で、比較的規制や問題の多い東南アジア各国の規制について述べることにしたい。

3. 海外投資に対する規制について

中進国や発展途上国、特に東南アジア各国は自国の経済発展、近代工業国家への脱皮をめざして工業化の促進、産業と市場の育成、雇用の促進、さらに悪化する国際収支の *imbalance* の改善などの諸目的のため、先進工業国の経営資源の誘致を積極的に行なってきた。各国はその受け入れのため国別に格差はあるが租税の減免。奨励企業に対する特典。輸出振興に対する特典。投資促進地区に対する特典。原材料、資本財の輸入に対する優遇措置など種々の優遇策をとってきた。

しかし前章でも述べた通り、世界市場で激しい競争を行ない、市場の確保と開拓を図りながら自己の存続と発展のため、グローバルなロジスティックスを開拓する個別企業の現実的な企業活動と、受入国側の要望や政策は、現実と理想ともいえる乖離が存在することがある。また工業化へのプロセスから生ずる歪や価値観、行動の差異からくる誤解を背景とする経済ナショナリズムの動き。各国の短期工業化促進への焦りなどの要因か

海外直接投資の問題点

ら、各国は海外直接投資、外国企業の進出や活動に対して規制をかけてくることになる。

以下にその主なものについて述べてみたい(別表、各国の規制措置参照)。

別表に示した通り、各国の規制措置は業種に関するものから出資比率、国産化率、資金調達、現地人の雇用・登用などかなり広範にわたり進出企業の活動を規制し、個別企業にとって重大な問題となっている。

これら規制は前にも度々述べたが、企業は自己の維持、拡大と利潤追求のため資本の論理にもとづいて行動する。そして自社の利潤を追求する個別企業と、自国の経済発展や工業化の促進などの自国の利益を追求する投資受入国とでは、その利害に大きなギャップが存在し、投資や経営活動に対して意見の対立が生ずるのは当然の帰結である。

特に受入国側は長年にわたって、先進工業国の市場として、また原料供給源としてとくに先進国の企業の搾取の対象にされてきたとの被害意識から、進出企業の活動に懐疑的で、彼らの経営活動を放任すれば自国の利益より、企業の利益追求のためだけに専念するであろうとの警戒心が強い。

すなわち、進出企業は労賃を低めに抑えたり³⁰⁾、本国の親企業との間で原材料や中間製品の輸入価格を高くしたり³¹⁾、逆に完成品や部品の輸出価格を不当に安くしたり、地場産業を破滅に追い込んだり、ロイヤルティー料を不当に取得していないかなどに神経質なほど目を光らせている。これらのことは現実に起っており、受入国側の杞憂だとばかりいえない面があるので、外資導入は利益どころか、害が出てくると発展途上国などの受入国は危惧する。そこで外資のもたらすメリットを最大限引き出し、自国に及ぶディメリットを最小限に抑制する方法が考え出される。それが進出企業に対する規制政策や法則である。

上に述べた警戒心の他に、発展途上国はいつ迄も外国企業の進出によって生産の維持を図ったり、それら企業に工業化の促進や技術指導を、長期にわたって依存していたのでは、自国の企業の育成、産業構造の改善が進

摵しないので、自らの手で自国の企業の育成や産業構造の改善に努め、その上で自国の経済の発展と安定を図ろうとするようになる。すなわち国産化率を高める動きがみられる。

そのためには経済の根幹となるような産業や、自国が将来優位に立ちたいと希望する産業、徐々に育ちつつある産業、国民の日常生活に不可欠で、外資に依存しなくても活動を正常に行なえる産業などに関して、外資規制を行なうようになる。

また自然資源、農・漁業なども加工深度を高め付加価値を少しでも多くしてから輸出するため、既に進出している企業には活動規制を、そして新規には参入させないなどの規制が行なわれているなどなど、投資や進出に関する規制は外資導入法、外国人事業活動規制法、関税法、労働法、工業所有権法、公害防止法、公正表示法、銀行法などによって厳しく行なわれており、今後さらに厳しくなっていく傾向がある。そして近年、進出企業はこれら規制とその強化のため窮地に立たされているものが多くある。

発展途上国に企業が進出した場合、先に述べた国産化率の向上の動きから、将来フェード・アウトされる問題や政情不安定、政策の変更から規制の変更が頻繁に発生したり、人によって運用が異なるなど規制自体の問題ばかりでなく、それに関連する問題も多くあり企業を悩ませている。

発展途上国の外資には上記規制とそれに関連する問題に加えて、国際収支の imbalance、市場の不稳定性、政権の交替、戦争、ナショナリズムに起因するカントリー・リスクの問題。労働の質の問題。製品の質の問題。価値観の差異から生ずる問題。市場の開拓の問題など困難な問題が山積しており、これら問題に対する検討がなされなくてはならない。

卷之四

項目	規制種別	現地人の雇用、全用	出資比率	現地人の雇用、全用	国庫化率	現地資金調達制則	送金、再投資	輸出収益、輸出義務
3. シンガポール	公会事業交流、マスクミニ関係への進出は制限されている。金融機関への進出許可是必要とする。他の製造部門においては、外国人出資割合は50%以内。販売部門においては、外国人出資割合は100%外資も許可している。	(1)公会事業交流への進出は制限されている。外國人出資を要し、輸出指向として外債、外貨による返済が要請される。 (2)販売部門においては、外國人出資を要する。 35品目の販売権(Controlling of Manufacturing ACT)によることを必要とする。	(1)一般に就労許可を有する施設から、コスト、品質において外債、外貨による返済が要請される。	(1)73年6月、外貨専用も自由、現地人雇用を約10%に設定。経営陣は外債による返済が要請される。 (2)手帳がフルモードで現地人雇用がない場合、現地人雇用を約10%に設定。外債による返済が要請される。 (3)現地工場などに、本拠されたプロジェクトに対する特権的な扱いがある。	(1)送金額は全くない。 (2)現地工場は制限しないが、現地人雇用を約10%に設定する。 (3)他の業種においては、法定の標準の条件として現地化率が課せられることがある。	(1)送金額は全くない。 (2)現地工場は制限しないが、現地人雇用を約10%に設定する。 (3)他の業種においては、法定の標準の条件として現地化率が課せられることがある。	輸出資金は、会社設立時に開設した総額の半分までしての活用に、外債は現地工場と同様の条件で外債も現地化率も規定されない。	
4. 香港	税の規定はないが、危険物、公衆衛生上問題のあるものも規制がある。	法津上の制限は全くなく、100%の外国人投資も認められる。	法津上の制限は全くなく、100%の外国人投資も認められる。	法津上の制限はない。	法津上の規制はない。	法津上の規制はない。	法津上の規制はない。	外債は現地工場と同様の条件で外債も現地化率も規定されない。
5. インド	公会事業交流についてでは、衛生法、鉱業法、石油法、電気法、電源法、運送法、電力法、電氣、電力、電流法によって規制される。公会事業交流は、報告法etcによって規制される。公会事業交流を行っている。	(1)衛生法規制等への影響は、①40%以下でからとが需要であるが、②バイオニア公会事業交流は、外国人からの30%以内に、外資比率を40%以下にまで引き下げる必要がある。 ③衛生法規制等への影響は、外資比率50%以下の外資による影響を規制する。 ④公会事業交流は公会事業の三分の一を超過する外資による影響を規制する。 ⑤公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ⑥公会事業交流は、外資による影響を規制する。 (2)衛生法規制等への影響は、外資比率50%以上の外資による影響を規制する。	(1)衛生法規制等への影響は、外資比率50%以下でからとが需要であるが、外国人からの30%以内に、外資比率を40%以下にまで引き下げる必要がある。 ②衛生法規制等への影響は、外資比率50%以下の外資による影響を規制する。 ③公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ④公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ⑤公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ⑥公会事業交流は、外資による影響を規制する。	(1)衛生法規制等への影響は、外資比率50%以下でからとが需要であるが、外国人からの30%以内に、外資比率を40%以下にまで引き下げる必要がある。 ②衛生法規制等への影響は、外資比率50%以下の外資による影響を規制する。 ③公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ④公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ⑤公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ⑥公会事業交流は、外資による影響を規制する。	(1)衛生法規制等への影響は、外資比率50%以下でからとが需要であるが、外国人からの30%以内に、外資比率を40%以下にまで引き下げる必要がある。 ②衛生法規制等への影響は、外資比率50%以下の外資による影響を規制する。 ③公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ④公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ⑤公会事業交流は、外資による影響を規制する。 ⑥公会事業交流は、外資による影響を規制する。	(1)73年7月22日外国金業(50%以上が外資の内資開業)に属する。規制が外債ではない。これは、外債も現地人雇用を約10%に設定する。その場合、現地人の雇用は2年半を超過する。 (2)手帳がフルモードで現地人雇用を約10%に設定する。 (3)手帳がフルモードで現地人雇用を約10%に設定する。	(1)元本、利子及び手帳料を支払う際は、あるいは元本、利子を償還する。 (2)手帳料を支払う際は、あるいは元本、利子を償還する。	外債は現地工場と同様の条件で外債も現地化率も規定されない。
6. インドネシア	外債、外貨による返済が要請される。	1970年の通商大臣訓令(10月以前)に、(1)水、(2)ガス、(3)電力、(4)水道、(5)給水、(6)下水道、(7)電話、(8)電線、(9)電気炉、(10)電気炉への設備、(11)電気炉への設備禁止。	1970年の通商大臣訓令(10月以前)に、(1)水、(2)ガス、(3)電力、(4)水道、(5)給水、(6)下水道、(7)電話、(8)電線、(9)電気炉、(10)電気炉への設備、(11)電気炉への設備禁止。	1970年の通商大臣訓令(10月以前)に、(1)水、(2)ガス、(3)電力、(4)水道、(5)給水、(6)下水道、(7)電話、(8)電線、(9)電気炉、(10)電気炉への設備、(11)電気炉への設備禁止。	1970年の通商大臣訓令(10月以前)に、(1)水、(2)ガス、(3)電力、(4)水道、(5)給水、(6)下水道、(7)電話、(8)電線、(9)電気炉、(10)電気炉への設備、(11)電気炉への設備禁止。	(1)外債は現地工場と同様の条件で外債も現地化率も規定されない。	(1)外債は現地工場と同様の条件で外債も現地化率も規定されない。	外債は現地工場と同様の条件で外債も現地化率も規定されない。

資料: 1980 年内外市場白書(送金編) 日本国税局 調査部 税金課

4. 規制と問題点

前章において、東南アジア諸国の進出企業に対する規制について概略的に考察し、それに付隨する問題点を指摘したが、本章では規制事項と、それによって進出企業が直面する問題点について若干述べてみたい。

前章でも述べたが、東南アジア諸国は長年にわたって先進工業国の製品市場として、また原料供給地として先進国企業の搾取の対象とされてきた実感と被害意識から、先進国と進出企業に対して警戒の目をはなさない。彼らは進出企業の経営活動を放任するなら、以前の二の舞で、資源は乱獲され、基幹産業は抑えられ、市場は支配され、労働は安く買いたたかれ、旧式の機械・設備や技術を押しつけられ、生産性の高い機械・設備や先端技術は企業の手中に握られてしまうので、企業は巨額の利益を享受できるが、自国には利益が還元されず、将来にわたって自国の経済自立は実現することが困難であると考えられていることが多い。この考えが外資を基幹産業ばかりでなく、その国で重要と考える産業から放逐し、自国の工業化の促進と確立を図る努力をする。また工業化の促進と確立を図るため現地技術者の訓練の制度化や、国産化率の引き上げ、技術や管理ノウハウの移転促進の制度化を進出企業に迫ることになる。また国民生活の水準を向上させるために、最低賃金法や進歩的な労働法を制定してその実現を図る努力をしたりもする。

さらに発展途上国が究極的に望むことは、自国の経済の自立であるから、そのために彼らは前記国産化率の向上、技術移転の制度化、現地人の雇用や登用の制度化、労働法の制定などに加えて、進出企業に対する現地資本の参加の要請、出資比率の現地側マジョリティへの移行、資源開発への制限などを次々に打ち出してくることになる。

以上を約言するなら、海外投資に対する前記受入国側の規制は、先進国企業の活動に対する警戒と、彼らが究極目的とする経済的自立の実現をめ

ざす努力と熱意の結果であると言える。³³⁾

ところで理由はいかなるものであれ、種々の規制は進出企業にとって、重大な影響を与えるものであるし、時には死活問題となるので企業のアキレス腱であるとも言える。そこで以下に個々の規制とその影響について考察することにする。

まず初めに業種規制であるが、これはまさに経済の独立性を保つためであり、そのために基幹産業や、その国で重要と考える産業を保護するためのものであるが、近年、産業構造を農漁業から工業への移行と、経済的自立の実現のため規制対象業種を増加させたり、既存の外資に対して厳しい許可制の枠でしつけたり、フェード・アウトといって年月をかけて徐々に放逐してしまう方法がとられるようになってきた。この業種規制の枠は、受入国が工業化の道を進むにつれて増加し、既存の外資はフェード・アウトされる可能性が強くなる。そのため海外投資にあたっては、その国の工業化のテンポや環境条件を十分に考慮しなくてはならないし、計画の当初からフェード・アウトを計算に入れて、投資を実行しなければならない。業種規制を受け易いものは、公益事業、軍事産業、資源開発関係、過密産業である。

次に出資比率に関するものであるが、受入国側マジョリティの傾向が強くではじめてきた。工業化や経済的自立をめざせば、現地資本の参加、その比率の増加は当然のことであるが、ここには大きな問題がある。まず第一に現地側がマジョリティをとり、企業の支配権を握ったとき、経営管理のノウハウを知っていないと企業は存続しえなくなってしまうが、途上国では資金は出せるが、近代経営に対して無知である経営者が多く、少なからず問題を起している。また資金回収と利潤追求ばかりに夢中になるとか、株式市場が未発達のため資金蓄積が出来ず現地側でマジョリティを握れず問題になることがある。また現地側がマジョリティを握れば当然のことながら発言権が強まり、投資親会社の方針や意図、生産計画などと齟齬

海外直接投資の問題点

を生じ、会社の存続が問われるようになる。この傾向は今後ますます強まって行くと考えられる。

この対策としては、マジョリティのパートナーとして自己の利益ばかりでなく、その企業の存在意義、そして存続・発展を十分考え協力してくれる、いわゆる信頼のおける企業や人を選ぶこと。また本社の方針や計画に真向から対立して、企業の動きがとれなくなったなどの事例があるので、マジョリティを複数の企業や人に分割して所有してもらい、決定的な齟齬³⁴⁾を回避する努力をしなくてはならない。さらに途上国側がマジョリティを要求するにはそれだけの理由がある。またこの問題は将来、進出企業のフェード・アウトにもつながっているので、企業は当然その対策を考えおかなくてはならない。これらのことに対応していくのに企業は日々努力をしているが、問題解決の根本は、現地の特性と現実と変化の真実を、進出企業の本社と現地のトップが把握し、理解することであると考える。また日本の企業は現地でのPRが不足していると言われているが、自社の存在意義、現地マジョリティの問題点、例えばマジョリティやフェード・アウトを性急に押し進めて、現状では企業が存続しえないことなどを、真実の資料を用いて現地の政府、国民に訴える必要がある。

第三に、現地人の雇用促進と登用の推進であるが、発展途上国の外資受入れ重点要因の一つは雇用の拡大である。それによって失業者の救済を図り、国民生活水準の向上をめざし、合せて国民が工業技術や知識の訓練を受け習得し、工業化を推進して経済的自立を図る事を目的としているのであるから、現地人の雇用と登用は当然のことと言える。

しかし、ここにも問題が山積している。まず国民全体の教育水準が低く、とくに工場労働者のそれは格段低いと言われている。³⁵⁾また労働者の多くが農村出身者などで占められ、生産性や品質管理の概念に対する意識が低いし、給料日の翌日ないし給料がなくなるまで休んでしまうなど、生産日程が立たないこと。

その日その日の良いことが、最も良いことという東南アジアの価値観から、いくら訓練したり昇進させたりしても、給料が少しでも高い所へ転職してしまい、また教育・訓練、時には本社で研修しても訓練、帰国後それを利用して転職してしまうので、現地進出企業にとって埋没コストになってしまうこと。

身分制度が存在し能力のある者が活用されなかったり、大卒（特に一流大学）はエリートで、卒業後すぐに1～2年で課長などの役職に就くか、就けることを要求するが実質が伴わない。他人の仕事には不干渉の考えが支配的で、部下や同僚がミスを犯しても注意を与えなかったり、与えることを嫌うなどのため管理者に登用しても職務を遂行しえないなどなど、多くの要因が働いていて雇用促進、登用は進出企業にとって大きな問題となっている。

近年、企業の指導と努力で徐々に、品質向上、企業規則の遵守など改善がみられるが、今後も地味な努力が必要とされることはあるに及ばず、価値観の差異から生ずる問題などがあるので相互理解の努力と、彼らが求める国民の知識や技術水準が向上し、かつそれが進出企業の発展に結びつく教育システムの確立を、企業は政府援助も活用して行なう必要がある。

第四に、国産化率の問題であるが、近年発展途上国では国産化率向上のため、機械・設備や半製品、部品の輸入を規制し、輸入税をつり上げたり、輸入の禁止、国内部品の使用率を規定したりしている。これは自国の経済自立の確立のため、技術移転を促進させたり現地の産業を育成して工業化を推進する。製品の輸入代替から始まった現地生産を、将来自国で完全国産化して先進工業国の仲間入りを果たすなどの目的達成の当然の手段である。

しかし、家内工業的生産が主力で近代工業の下地がなく、第二次産業を支える企業の層が薄い産業構造は、先進国から技術が導入されても単なる模倣しかできないケースが多い。また品質管理の概念が乏しい上に、納期

海外直接投資の問題点

も守れないなどの問題点が多くある。さらに完全国産化をめざしても、上記の理由から部品供給体制は整わず品質も粗悪では、国内需要を充たすことはできず、輸出も不可能であるから市場が存在せず、工業化は成立しない。

さらに最近では品質が良くなく、労賃や原材料の高騰からコストアップになり製品が高くなっているが、逆に先進国では産業ロボットやオートメイションによって生産性向上に努めた結果、コストの上昇が抑えられたことから製品の競争力がつき、逆ブーメラン効果が出てきている。

これらのことと加えて、近年国産化率の向上のため、進出企業のフェード・アウトが促進されているが、それによってますます管理の失敗、品質の低下、納期の不確定。その結果市場シェアの減少などの問題が発生し、海外生産拠点の確保を求めて進出した企業を失望させ、企業撤退などの問題も出てくるなど、途上国の国産化率向上のための政策や規制には、多くの問題が現実に存在していること明白な事実である。

途上国側も問題を認識して規則の運用を変えたり、手段を講じているようであるが、国産化率向上の方針は変更することはありえない、となると進出企業は当然のことながらこれら問題に対処しなければならない。

それには今まで企業が行なってきた、品質維持のための技術指導、ノウハウの公開、仕様書の厳守など品質管理概念の教育・訓練。納期を守らせるためにスケジュールを十分検討してたてさせ、かつ守らせることができるよう生産管理概念などを習得させるため、木目細かで地味な努力が必要とされることと、一方必要なデータを全てとって国産化の問題点をPRし、政府官庁に品質向上、納期厳守などの基準を作らせ、それを厳しく遵守させるための行政指導を行ない働きかける必要がある。PRは当事者ばかりでなく国民全体に工業化の必要と、そのためには生産管理が必要なことを浸透させることにも使われるべきである。

さらにつけ加えるならば、工業化を受入れる器を作ることが基本条件で

るので、現地政府やわが国の政府とも協力して教育機関設立の促進を図ることが必要である。

第五に、現地資金調達の規制は、途上国の場合現地でのファイナンス体制が整っていない、株式市場の未発達、政府の企業規模拡大抑制などの諸要因が働き、外資にとっては厳しい環境にある。資金調達は企業の維持、発展の要であるので企業にとって問題は重大である。第六の送金、再投資の問題、第七の輸出義務なども企業の存続にかかわる重大な問題であることは周知のことであるが、第五からの問題は紙幅の都合で、稿を改めて論ずることにしたい。

5. むすび

本稿は、わが国の貿易環境が世界経済、貿易環境の悪化から今後ますます厳しくなり、将来輸出は窮地に立たされるであろうこと。そのためにわが国の企業は海外直接投資を積極的に行ない、市場の開拓。生産拠点の確保。資源の開発。世界各国とバランスのとれた生産を確保するための垂直・水平分業を達成して、海外投資が輸出入の補完作用というより、輸出入と海外投資が両輪となって、今後のわが国の経済の安定した発展を遂げよう、海外投資に力を入れなければならないことを述べた。

しかし個別企業の海外直接投資も、企業の利潤追求のためのロジスティックスの観点だけから実施されるなら、今後、貿易の問題同様摩擦が発生することは明らかである。現に投資する側と受入れ側の利害の対立、相互理解の不足、予防措置など種々の要因から、受入国の投資に対する規制が厳しくなってきている。

そこで規制の実態、その規制によって進出企業が直面する諸問題、その問題に対処するには何がなされるべきかを考察する必要があるのではないかと考え執筆した。

海外直接投資の問題点

本稿第三章、第四章において受入国、とくに東南アジア諸国の規制の実態、その規制によって外資の直面する諸問題、その対応策について紙幅の許す限り論述した。

そして現実に進出した企業が、諸規制に対して試行錯誤を繰り返しながら、地道に努力していることと、今後も問題解決に当っては規制の根本的な狙いを理解し、受け入れ国の不足するところは補って、一つ一つ糸目を解きほぐす方法で解決するのが良いことも述べた。

ところで、複雑な諸要素がからむ規制問題を解決するに当って、企業が拠りどころとする原点があると筆者は考える。それならばその原点とは何か、それは経営管理、それも受け入れ国が納得して受け入れられる経営管理であると考える。

今日までの経営管理は、管理の共通性や普遍性、そのための原則や管理技術の向上を求めるものであった。また現実の企業運営は、いわゆる先進国、投資国の管理を最善のものとしたり、進出先の実情に合せて折衷し活用するものであった。それは真に受け入れ国の立場に立って考えられた管理ではなかった。

問題は管理の側面から起ることが多くある。それは経営が各国の社会風土に根付いて存在していること、すなわち経営管理はそこで働く人々の心理特性や行動特性を如実に反映しており、そこにいきづいていることを忘れ、自らの管理を至上のものとして押しつけることから生ずる。

小論で述べた規制の問題は受け入れ国の経済的要因、経済ナショナリズムや政治的要因、それに社会的要因などが複雑に絡み合って生じてくる。よって企業の経営活動と直接関係のない要因から生み出されてくることもある、しかし企業活動によってそれがさらに増幅されるケースもある。

以上のことと約言するなら、規制の問題は企業にとって、アンコントローラブルな要因から規定されることがあるが、経営管理の背景にある社会風土を理解し、それに基づく現地に最も適合した経営管理を確立するな

ら、規制への対応を容易にするものと考える。

何故なら、そうすることによって、規制の根本的な狙いをより深く理解出来、さらに受入れ国の工業化と産業構造の再検討と強化による経済自立の確立に、温かい支援の手をさしのべる体質を企業が持つことができるからである。

筆者は、現地の実情を理解して、現地に最も適合する管理とは何かを求めて研究をしたいと考えている。小論はその序論の一つとして執筆した。

- 注 1) 昭和56年版「通商白書」通産省。
2) 大蔵省「貿易統計(通関実績)速報」1982年1月。
3) 表1, 表2, 表3, 表4, 表5, 参照。
4) 産業用ロボットの導入やQC活動がある。
5) わが国輸出の雄、小型自動車などがその典型である。
6) 現在、各国が日本の非関税障壁(NTB)として指摘しているのは、
①残存輸入制限。②国家貿易。③行政指導。④税関慣行。⑤医薬品、化粧品、農薬、化学品、自動車などの輸入検査手続き。⑥動植物検疫。⑦社会的、文化的要因。⑧投資、保険、銀行などのサービス分野活動の制約などである。
7) 通産省「輸出確認統計」1982年1月。
大蔵省「貿易統計速報」1982年1月。
8) M. J. Cetron & A. Clayton
“Turbulence & Tranquility. The Outlook for 26 Nations” 「THE FUTURIST」 Vol. XV, No. 6, Dec. 1981.
9) NRI「予測資料」野村総合研究所 1981年、その他。
10) 千葉敬愛経済大学「研究論集」第17・18合併号、1980年、同第19号、1981年、参照。
11) 津田昇“日本の海外投資”「国際金融」第449号、1970年6月。
12) わが国の戦後の海外直接投資の推移については前稿で述べたので、ここでは詳しくとりあげない。拙稿“企業の海外投資に関する一考察”千葉敬愛経済大学「研究論集」第19号、1981年。pp. 126~131. 参照。
13) ibid. p. 127. 参照。
14) ibid. pp. 127~128. 参照。
15) ibid. p. 128. 参照。
16) 昭和56年版「通商白書」 p. 237.

海外直接投資の問題点

- 17) 池本、上野、安室「日本企業の多国籍展開」有斐閣、1981年、p. i.
- 18) 小島教授も同じような指摘をされている。小島清“海外直接投資の理論”「一橋論叢」第65巻第6号、1971年、日本評論社、pp. 14~20.
- 19) 拙稿、op. cit. 第19号、p. 131. 参照。
- 20) 小島 op. cit. p.8.
- 21) 小島清「多国籍企業の直接投資」ダイヤモンド、1981年、pp. 124~125.
- 22) 小島 op. cit. pp. 114~119.
小島 前掲論文第65巻第6号、p.14.
- 23) 小島 ibid. pp. 14~20.
- 24) 小島 ibid. pp. 20~21.
- 25) 通産省「我が国企業の海外事業活動」1978年版。
- 26) 拙稿 op. cit. 第19号、pp. 133~138. 参照。
池本他、ibid. pp. 13~15.
- 27) 田中拓男“日本の対外直接投資(2)”「世界経済評論」1974年、参照。
- 28) 池本他、op. cit. 第6章参照。
- 29) 次章において詳しく述べる。
- 30) このことを防止するため、例えばタイ国なども毎年のように最低賃金を引き上げ、外資系企業に厳しく遵守させているが、地場の企業はそれを守っておらずその格差が大きくなっている。よってこのような最低賃金引き上げはインフレを招き、それが賃金引き上げの引き金となり、結果的には地場の企業を苦しめている。
- 31) トランスファー・プライシング。
- 32) わが国の原木切り出しは、フィリピン、インドネシアなどの木材業を破滅の状態に追い込んだり、さみだれ輸出によって地場の産業が成り立たなくなったりなど、具体例が多い。
- 33) 規制は多くの場合このような理由によるものと考えられるが、中には受入国のエゴを無理矢理押しつけてくるものや、政府が内政の失敗を外資に向けてくるもの、単なる経済ナショナリズムに起因するものなどもある。
- 34) マジョリティを分割して所有してもらうにしても、株式市場が未発達であること、銀行利息が高く投資するより利益があるなどから困難な問題も多い。例えば、タイでは1975年4月30日タイ国証券取引所(SET)が政府公認で開設されたが、今日でも上場企業は64社にすぎない。JETRO「タイ国経済概況」1976、バンコク、ジャパン、トレード、センター。THE THAILAND into the 80's, 1979, the office of

the Prime Minister, Royal Thai Government.

- 35) 文字が満足に読めないばかりでなく数もかぞえられず、採用にあたって 20まで数えられる者は賃金が高く支払われているケースも多い。

参考文献

- 昭和 56 年版「通商白書」通商産業省 昭.55年。
昭和 54 年版「通商白書」通商産業省 昭.54年。
昭和 54 年版「我が国企業の海外事業活動」通商産業省産業政策局 昭.55年。
1980 年版 「海外市場白書」(投資篇) 日本貿易振興会 昭.55年。
1981 年 「海外経済協力便覧」 海外経済協力基金調査開発部編 1981 年。
「昭和 56 年 12 月の輸出確認統計」通商産業省貿易局 昭.57年 1 月。
「貿易統計(通関実績)速報」大蔵省 昭.57年 1 月。
「THE FUTURIST」 Vol. XV, No. 6. Dec. 1981.
「THAILAND into the 80's」 1979, the office of the Prime Minister, Royal Thai Government.
「タイ国経済概況」1976年バンコク, ジャパン, トレード, センター. JETRO.
「NRI予測資料」1981 / 82. 野村総合研究所, 昭.56年。
小島清 「多国籍企業の直接投資」ダイヤモンド, 昭.56年。
野村総合研究所編「日本企業の世界戦略」
野村総合研究所情報開発部 昭.56年。
池本, 上野, 安室「日本企業の多国籍展開」有斐閣, 昭.56年。
吉原英樹「多国籍経営論」白桃書書房 昭.54年。
三戸 公「日本人と会社」中央経済社 昭.56年。
高野 仁「海外投資心得帳」日本貿易振興会 昭.56年。
小島 清“海外直接投資の理論”「一橋論叢」第 65 卷第 6 号, 1971 年。
小島 清“海外直接投資の新形態”(研究ノート)「一橋論叢」第 66 卷第 2 号,
1971 年。
小島 清“南北貿易再編成と海外直接投資”「一橋論叢」第 68 卷第 5 号, 1972 年。
小島 清“海外直接投資の性格と新形態”「通産ジャーナル」 1972 年。
津田 昇“日本の海外投資”「国際金融」第 449 号, 1970 年。
田中拓男 “日本の対外直接投資”(1), (2), 「世界経済評論」1974 年。
拙 稿 “企業の海外投資に関する一考察”「千葉敬愛経済大学『研究論集』第 19 号」1981 年。
拙 稿 “企業の海外進出に関する一考察”「千葉敬愛経済大学『研究論集』第 17・18 合併号,」1980 年。